

平成31年第3回始良市教育委員会定例会

平成31年3月12日（火）

開会 13時25分

閉会 14時05分

加治木総合支所南庁舎3階会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 百武委員 中間委員 岩元委員

2 教育委員会事務局の出席者

竹下部長 谷山次長兼教育総務課長 小林次長兼学校教育課長

橋口社会教育課長 塚田保健体育課長 杉尾図書館事務局長 竹ノ内学校教育課長補佐

3 議案

議案等番号	件名	結果
議案第6号	始良市地域学校協働活動推進員設置規程の制定に関する件	可決
議案第7号	始良市長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施規程の一部改正に関する件	可決
議案第8号	始良市立蒲生小学校及び蒲生中学校スクールタクシー運行に関する規則に関する件	可決

4 議事録

教育部長 ただいまより、平成31年第3回教育委員会定例会を開催させていただきます。これからの進行につきましては、教育長によりしくお願いいたします。

教育長 それでは開始させていただきます。
はじめに、本委員会は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開することといたします。
では、日程第1「議事録の承認・署名」については、お済みでしょうか。

全員 はい。

教育長 では、前回の第2回定例会の議事録は承認されました。次に、日程第2「委員及び教育長の報告」ですが、委員の皆様よりご報告ございませんでしょうか。

委員 2月24日に、「生涯学習フェア」へ参加させていただきました。講演会で渡部陽一さんのお話があったのですが、戦場カメラマンとして現場で体験した子ども達の悲惨な様子や、命の大切さなどのお話がありました。戦争をしている国があるというのは知ってはいるのですが、自分の身近でそういうことがないので、今回お話を聞いて、自分が何かできるわけではないのですが、世界情勢のことをもっと知っていく姿勢を持った方がいいのかなというふうに思いました。とても貴重なお話を聞かせていただいて、ありがとうございました。以上です。

教育長 ほかにございますか。
平成31年第1回市議会の定例会の一般質問が月曜日で終わりました。先週の水・木・金と今週月曜日の4日間ございまして、その中でも今マスコミで色々と報道されて問題になっている虐待の問題が取り上げられましたが、虐待そのものを取り上げて、どう切り込んでくるかということではなくて、学校のいじめや不登校の問題なども一緒に、ひとまとめにして質問してきているところがありました。数字的に見ますと、やはり始良市で大きな課題だと思っている不登校の問題、これは色々な問題がありまして、なかなか数が減らないというのがあります。皆さんのお手元にある資料をご覧くださいますと、この3年間で中学校へ転入してきた生徒が、全体で151人います。その中で、そもそも不登校であった生徒がどれだけいるかということ、38人います。ただ全体の25パーセント、今年に至っては53人の転入生のうち24人が、そもそもの不登校の生徒ということで、なかなか数字が減らないのは、次から次に、このようにして不登校の生徒が入ってきているので、例えば、山田中などは毎年転入生が来ていますけれど、2人来て2人とも、3人来て3人ともというような状況です。それはなぜかということ、そういう学校だったら解決できるのではないかということ、期待もあるのかも知れませんが、右側に家庭の事情等というのを書いております。今は1行で済ませてありますけど、非常に大変な、悲惨な家庭というのがかなり多いということなのですね。もちろん中に入って行って、解決して学校に出てこられるようになった子どもも居ますけれど、なかなか解決しないというのは、その家庭の事情であって、一番多いのは母親が精神的に不安定だとか、いわゆる親の教育力が極端に不足し、「もう学校なんて行かなくていい

い」という考え方の中で育っているとかなですね。それから、やはり経済的な困窮家庭とか父子家庭とか、複雑な母子家庭、兄弟はたくさんいるけれど3組くらい父親が違うという非常に複雑な環境の中で、なかなか容易に解決できない事情というのが、やはり背景にあるということとも言えると思いますね。こういう所は根本的に解決していかないと、なかなか不登校の問題というのは、いくらいろいろな手立てをしても「何故だろう。」とされていると、やはりこういう事案が上がってくることが多いのですね。だから、他県に視察に行っているというところは、ある意味、排他的な事情のない中で解決するというのはあると思われまます。これだけの留意事項がありますから、委員の皆様方にはお含みおきいただきたいと思ひます。では、日程第3議案第6号「始良市地域学校協働活動推進員設置規程の制定に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(社会教育課長) 議案第6号「始良市地域学校協働活動推進員設置規程の制定に関する件」について、説明いたします。始良市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定に基づき、委員会の議決を求めるものです。平成29年3月に社会教育法が改正され、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりでの教育を実現するために、地域学校協働活動を法律で位置づけ、教育委員会における実施体制の整備や地域学校協働活動推進員の委嘱について定めることで、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施することを通じ、学校運営の改善にも役立てようとするものです。そこで、社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員を委嘱するために、設置規程を制定するものであります。因みに、地域学校協働活動推進員については、現在、SSVC(スクール・サポート・ボランティア・コーディネーター)事業で配置しているコーディネーター、サブコーディネーターをそのまま移管して、委嘱する予定であります。この地域学校協働活動とは、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。始良市では、これまで行ってきた学校支援活動(SSVC事業)を拡充する形で、地域学校協働活動(SSVC+(プラス)事業)として推進していきたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長

ただ今の事務局の説明について、ご質疑ございませんでしょうか。現状としましては、学校が地域の方々からいろいろな協力を得て、学校の教育活動である体育面、あるいは文化面というところに地域の人材活用を

して、電話1本でコーディネーターが取り次いでくれます。地域の方々に精通している人をコーディネーターとして依頼して、学校が「どうしてもこういう人が欲しい」という時に、来ていただく体制です。一方で、学校が地域に対する地域活動の様々な面で協力していくという体制です。だからSSVCプラスということで、地域が欲していることを取り決めているということです。

委員

こういう方々を配置して活動することによって、学校と地域あるいは家庭、いろいろなところが結びつきを深めて、学校の活性化やいろいろな補助がされていると思います。条文には、地域学校協働活動推進員は各小学校区・中学校区に配置するように規定されておりますが、小学校区で活動される方と中学校区で活動される方のこれまでの協力体制はどのようなものだったのでしょうか。そして、新しい体制になった場合には、どのようにして連携を図っていくのでしょうか。

事務局

(社会教育課長) 5つの中学校区に配置しているコーディネーターについては、小学校区も兼務しているのでその辺りでの連携も図れておりますし、定期的な研修等も小中学校区一緒に行っておりますので、そういったところでも連携をしています。また、コーディネーターが配置される小学校区が17校ありますが、コミュニティとの関わりも大きいものですから、校区コミュニティの会長や青少年育成部長という方が、担っていらっしゃるところが13校ほどです。今後は、校区コミュニティとの関わりを深めていかなければいけないと思っております。SSVC事業の中では、各中学校区に家庭教育サポーターを設置しております。以上です。

事務局

(学校教育課長) 4ページの下にSSVCプラスのシステムとありますが、これは各中学校区の小中学校が一緒になって活動をするという形になっております。各小学校区で活動するというのがあるのですが、大きく私たち市教委の方で行っておりますのは、中学校5ブロックの連携ということをやっておりますので、そういった点からも、この「まとまり」というのを1つの重要な要素として考えております。

教育長

中学校5ブロックのアクションプランでは、主に学校業務に関して、課題の確立とか学校環境の整備とか、家庭学習の充実等ということで、中学校ブロックごとに取り決めをしている。そのため、例えば加治木の5つの小学校ではどこも同じような指導をしているので、加治木中学校に入学してからも全く違和感なく取り組める。そのように実際やっておりますので、その成果というのは上がってきているというふうに思います。今までの地域

の様々な活動に対して、どちらかという校長・教頭など特定の人物だけが関わるというところが多かったのですが、今では学校もいろいろと地域の力を借りているわけですので、反対に地域に対して学校側も貢献していくというようなことになってくるということです。

ほかによろしいですか。

お諮りします。議案第6号「始良市地域学校協働活動推進員設置規程の制定に関する件」については事務局の提案のとおり、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「始良市地域学校協働活動推進員設置規程の制定に関する件」については、可決されました。

日程第4議案第7号「始良市長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施規程の一部改正に関する件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長) 議案第7号「始良市長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施規程の一部を改正する訓令に関する件」につきまして、ご説明いたします。今回の改正は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立したことに伴い、この実施規程の基本法である「労働安全衛生法」の一部が改正され、本年4月1日から運用が開始されることから、所要の整備を行おうとするものであります。この実施規程に関連する改正の要旨といたしましては、産業医等の面接指導の対象者要件を緩和し、長時間労働やメンタルヘルスの不調などにより、健康リスクが高い状況にあると思われる職員の健康管理の強化を図ろうとするものになっております。具体的には、第3条及び第5条に規定されている対象者要件のうち、「100時間を超え、又は連続する2か月の平均した時間外勤務の時間が80時間を超える者」が、「80時間を超える者」に改められたことから、同様の改正をしようとするものであります。なお、今回の改正に合わせて、この規程による面接指導の対象者及び、その対象者のうち面接指導を希望する者を明確に区分するために、第4条以降の規定にある「職員」を「面接対象職員」と「面接希望職員」とし、また、第3条以降、様式も含め「学校長」という表現を、学校教育法等の規定に準じて「校長」に改めようとするものであります。その他、軽微な字句の挿入と訂正を行い、最後にこの規程の施行日を附則で平成31年4月1日と定めるものであります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 教育長 ただいまの説明について、なにかご質問ございませんでしょうか。
これまでにあった長時間勤務者に対する、産業医の面接指導の条件を緩和したということで、大きく言えばそれだけなのですが、時間の制限だとか、面接対象職員に対する面接勧奨ですとかね、そういう用件緩和ということになりますけれども、何かご質問ございませんでしょうか。
- 委員 改正前のこれまでの状況としては、規定に基づいて産業医の面接を受けたという職員はいらっしゃったのでしょうか。
- 事務局 （保健体育課長）規定による面接実施の実績はございませんが、ほかに「始良市立学校職員ストレスチェック制度実施要領」という同じような要領があるのですが、そちらを使って面接された職員が1名いらっしゃいます。以上です。
- 教育長 毎年ストレスチェックを行っているのですが、その中で自己申告みたいなのところもあるものですか。
- 委員 職員の勤務時間管理というのは、どのようにされているのでしょうか。
- 事務局 （学校教育課長）職員の勤務時間管理については、校長が管理しています。具体的にはそれぞれの職員が、何時に来て帰るのかを記録して、管理職がそれを管理する形です。終業時間が16時45分なのですが、なかなか帰れない状況ですね。子ども達もいますので。実際はもう少し長くて、18時から19時だったりするのですが、それがあまりにも月間を通して長い場合は、管理職の方で「早く帰りましょう。」と声を掛けたり、曜日によって「今日は絶対に皆17時には帰りましょう。」という日を設けたりしています。
- 教育長 学校の大体の勤務時間は、いわゆる37時間45分なのですがけれども、教員の前に時間外勤務についてですが、時間外勤務を命ぜられる項目は4項目に限定されます。だから、いわゆる学校法人とかですね、部活動、生徒指導に関する件など限定4項目を作っているのが大体限られてくるのですが、まず時間外勤務を命ずるということはないですね。ただ事務職員の場合は適応外ですので、これについては産学協定を結ばないと。産学協定もまた納期後の催告をしているのですが、それはまた月曜日に何とか締結していただいて、毎年それで更新しているというやり方になると思うのですが、今、働き方改革による通知等が来ているものですか、こういったところの状況緩和をしていかななくてはならないということがございます。

委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんでしょうか。
お諮りします。議案第7号「始良市長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施規程の一部改正に関する件」については事務局提案のとおり、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。議案第7号「始良市長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施規程の一部改正に関する件」については、可決されました。次に日程第5議案第8号「始良市立蒲生小学校及び蒲生中学校スクールタクシー運行に関する規則の制定に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (学校教育課長) 議案第8号「始良市立蒲生小学校及び蒲生中学校スクールタクシー運行に関する規則の制定に関する件」について、ご説明いたします。これまで蒲生町の大山地区の児童生徒の登下校については、地域政策課が運行させていた始良市蒲生町大山地区乗合タクシーを利用していました。当該乗合タクシーが平成30年度で廃止することに伴い、平成31年度からスクールタクシーに切り替えるものです。平成31年度の大山地区の児童生徒は、小学校5年生、中学1・2・3年生それぞれ1人ずつの計4人です。規則につきましては、山田中のスクールタクシー運行に関する規則を基に作成いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑ございませんでしょうか。

委員 山田中学校のスクールタクシーを利用する子どもさんは、何名くらいいらっしゃるのでしょうか。

事務局 (学校教育課長補佐) 現在、対象者は3名ですけれども、1名は不登校のため、実際は2名が利用されています。

教育長 ほかにございませんか。

委員 蒲生小・中学校のスクールタクシーの運行は、原則として登下校時のそれぞれ1回になりますが、小・中学生が乗りますので、学校から帰る時刻など違うところもあると思いますが、小・中学校合わせて1回でしょうか。それと

も小学校で1回でしょうか。

事務局 (学校教育課長) 現在のところ、小・中学校それぞれ1回なのですけれど、例えば中学生の子ども達が「部活をしたい」ということがあれば、部活のための2回目を運行することは視野には入っております。現在のところ希望はないので1回としておりますが、必要となれば、柔軟に対応する方向ではあります。

委員 ですよ。小学校ではあまりないですが、中学校の場合には試験があったりして短縮授業になる場合があるので、そのような場合にはその日に合わせて臨機応変な対応となるのですね。

事務局 (学校教育課長) はい。

教育長 ほかには、ございませんでしょうか。
それでは、よろしいでしょうか。お諮りします。議案第8号「始良市立蒲生小学校及び蒲生中学校スクールタクシー運行に関する規則の制定に関する件」については、事務局の提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「始良市立蒲生小学校及び蒲生中学校スクールタクシー運行に関する規則の制定に関する件」については、可決されました。
次に日程第6「事務連絡」に入ります。委員の皆様方から何かございませんでしょうか。なければ、事務局の方からありますでしょうか。

事務局 (保健体育課長) 保健体育課から国体の取組ということで、1点ご報告させていただきます。国体に向けて機運醸成ということにも取り組んでいるのですが、去る3月10日イオンタウン始良で、加治木工業高校に依頼をしておりました国体に向けての「カウントダウンボード」の除幕式を行いまして、3月11日から西街区の方の1階に設置をする運びとなりましたので、また委員の皆様方にも機会がありましたら、一度ご覧いただきたくご紹介させていただきます。よろしく願いいたします。以上です。

教育長 ほかに、ないでしょうか。
なければ最後に、行事予定の確認を行いたいと思います。では、教育総務

課からお願いします。

事務局 (教育総務課より順次説明)

教育長 スケジュールについて、何かご質問ございませんでしょうか。
また、委員の皆様には、3月中・下旬から4月の初めにかけて、卒業式・卒園式、入学式・入園式でまた度々ご苦勞をお願いするのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。
行事予定で何かなければ、以上で本日の会議における議事を全て終了いたします。また、本日の会議における議事録の修正等については、こちらにご一任いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

全員 はい。

教育長 よって、今回の議事録の修正については、こちらで一部修正いたします。
以上で、平成31年第3回教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

全員 ありがとうございます。